

まえがき

2021年6月17日の『沖縄タイムス』1面は、「土地利用規制法成立」政府、区域指定に着手へ」との見出しで「自衛隊基地など安全保障上重要な施設周辺の土地利用を規制する法は16日未明、参院本会議で採決され、賛成多数で可決、成立した。自民、公明、日本維新の会、国民民主の各党が賛成。徹底審議を求める立憲民主、共産両党は参院で内閣・議院運営の両委員長の解任決議案を提出して抵抗したが、成立を急ぐ与党が押し切った。玉城デニー知事は記者会見で、私権制限など沖縄への影響を想定。「非常に大きな懸念を持っている」と述べた。」と報じ、1面以外の他の複数のページでも関連記事を掲載している。

同日の『琉球新報』も同様に1面から大きく取り上げ、3面では「調査巡る課題置き去り」とのタイトルのもと、「16日に成立した土地利用規制法は、問題となる具体的な行為、規制の対象区域をはじめ、不明な点だらけのまま審査を終えた。調査内容を巡つても思想調査が行われる可能性が条文上排除されていないなど課題は次々浮かんだが、具体的な改善策は示されることがなかつた。」と報じ、さらに複数のページで関連記事を掲載している。

この法律について沖縄の2紙は、法案が衆議院で審議入りした段階から法案の危険性について詳しく報道をしてきた。私も記者のインタビューに応じた。しかし、全国紙では『しんぶん赤旗』を除いて法案段階から詳しく報道した例はないし、成立した際も『しんぶん赤旗』を除いて沖縄の2紙ほどの重大問題としては報道されなかつた。一方、沖縄の2紙も、成立後この法律についてその廃止を求める方向での報道が継続

的になされているかというと、残念ながらそうではない。商業新聞という性格上、それはある意味仕方がないことかもしれない。

つまり、本土ではこの法律は最初からあまり知られてこなかつたし、沖縄でもこの法律の存在が忘れられてしまつて、あるいは忘れかけられている。そして、その間に政府は、2022年9月からの本格施行に向けて着々と準備を進めている。

しかし、この法律はこのまま施行されはならないし、廃止されなければならない。一旦成立した法律であつてもそれを廃止することは可能である。そのためには何が必要か。それはこの法律の本質や危険性が広く知れ渡ること、そしてそれによつて廃止の世論や運動が大きくなることである。

そのことを願い、国会での審議内容を踏まえ(推進側からの質問も大いに参考になつた)、この法律の本質や危険性をできるだけ明らかにしていきたい。

なお、この法律は防衛施設周辺の土地等の外資による取得を規制するものではない。政府は法案審議の過程でそのことを明確に答弁している。しかしながら、未だもつてこの法律は防衛施設周辺土地の外資による取得を制限するものであるという報道がなされ(例えば8月12日の日経新聞は「外資規制土地600カ所候補」として報じてい)る、この法律はそういう目的を持つたものだと思い込んでいる人たちもいる。そういうミスリードや誤った認識は正されなければならない。

目 次

4

まえがき

1 こんなことが起こりうる

【事例1】【事例2】【事例3】【事例4】

重要施設等周辺住民監視規制法

この法律の本質

内閣総理大臣の圧倒的権力

この法律で何をすることになるのか

(1) 基本方針の策定

(2) 注視区域の指定

(3) 情報の収集

利用者等からの報告の徵収

土地利用者等への勧告・命令

損失補償、買入

特別注視区域の指定

特別注視区域と指定されると

収集した情報の利用

法律としての問題点

(1) まず内容の曖昧さが指摘できる

ア 区域指定に関する「経済的社会的観点から留意すべき事項」の内容

イ 生活関連施設

ⅰ 拡大していく可能性 / ⅱ 原発や自衛隊共用の民間空港ということに対する疑問

ⅲ 対象施設を限定的に法律で規定することは可能

ⅳ 基地反対運動にも適用される

ウ 施設機能

エ 施設機能を阻害する行為

ⅰ 阻害行為を法律で規定しない / ⅱ 国会審議でも明らかにしない頑なな態度

ⅲ 示された例示は現行法で規制できる / ⅳ 刑事法の原則を犯す「予備」の处罚

オ 離島機能、それを阻害する行為

ⅰ なにを保全しようとするのか / ⅱ 国境離島の機能の保全とは / ⅲ 現実的危険性のある対象離島

ⅳ 国境離島での注視区域・特別注視区域 / ⅴ 沖縄県の住民は全員が監視対象となる

カ 情報収集の基準や内容

ⅰ 内閣総理大臣に全て委ねる / ⅱ 思想にまで及ぶ調査を正当化する

ⅲ これまで密かに行ってきた思想調査などを正当化する

キ 防衛施設の指定についての問題点

ク 地域や市民の分断

ケ 「特に重要なもの」

「その他の関係者」

「その他必要な措置」

オ 諸議会には期待できない

カ 中央集権国家化

キ 個人情報保護法制の崩壊

ク 区域指定についての不服申立ての手段がない

ケ 第9条に基づく勧告や命令に対する行政不服審査制度も無意味となる

オ 権限行使抑制規定も歯止めにはならない

カ 衆議院及び参議院の付帯決議の問題点

キ 付帯決議の成立

ク 拙速審議であつたことを明らかにしている

オ 規制強化も求めている

7

6

18

14 12 10 10 7 2

47

正誤表

8ページ

7行目 「石油エネルギー」→「化石燃料エネルギー」

10行目 「避難方法を計画しようと思い」→「避難方法の策定に携わろうと思い」

10行目 「原発が立地する村」→「経産省資源エネルギー庁」

11行目 「全問正解」→「全問完璧に解答」

18ページ

(9)本文4行目「地方自治体や行政機関に」→「関係行政機関に」

25ページ

最終行 「ず、施設機能の」→「まず、施設機能の」

58ページ 【事例2】本文

7行目 「原発がありヒロシくんが受験した村当局」→「原発政策を所管する経産省」

8行目 「村当局」→「経産省」

8行目 「国」→「内閣総理大臣」

8
 国民
 (住民) 監視国家
 (4) 付帯決議16項について

(1) 立法事実がない
 (2) 規制対象は土地だけでなく建物も含まれている

(3) 「この法律で安全保障を阻害する土地等の利用を規制する」というのは欺瞞である
 (4) 施設周辺1kmの範囲の規制で目的は達せられない

ア 防衛施設の中枢周辺が区域指定されない可能性がある

イ ウ 領海基線の保全
 エ この法律は本気で施設機能を守らうとは考えていない
 ワ 個人情報を収集する理由に制限はなく、利用にも制限はない
 日本全国どこでも調査と監視の対象となる

(5) 情報収集の方法や体制
 (6) 各事例の解説

【事例1】【事例2】【事例3】【事例4】

10 最後に「廃止に向けて」

(1) 沖縄はこの法律を受け入れることを拒否する

(2) 「安全保障」といえば何でも許されるかのようなこといいのか

(3) 憲法違反の法律

(4) 地方自治体に求められること

(5) この法律の廃止を求める

資料

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律

衆議院付帯決議
 参議院付帯決議

67 65

9 60

57 50